

令和4年8月1日

懲戒処分の公表

南伊勢町は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

記

1. 被処分者及び処分の種類

(当時の職にあった者の懲戒処分8名)

町立病院長(2名)	減給1月10分の1
町立病院事務長(2名)	減給3月10分の2
町立病院総務係長(2名)	減給2月10分の1
上下水道課水道係長(2名)	戒告

2. 処分の発令日

令和4年7月27日

3. 処分の理由

監督責任

4. 事案の概要

平成29年から令和4年に発生した南伊勢町水道事業並びに病院事業における横領事件に係る監督責任を問い、事件当時の監督者に対する処分

5. その他

町長等の給料については、下記のとおり提案し、8月1日の臨時議会において可決されました。

町長	減給6月10分の3
副町長	減給3月10分の2
教育長	減給3月10分の1